

# 上山ジュニアバドミントンスポーツ少年団規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本少年団は、上山ジュニアバドミントンスポーツ少年団（以下、「少年団」という。）と称す。

(事務所)

第2条 本少年団の事務所は、総監督宅内に置く。

(目的)

第3条 本少年団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外に於いて、スポーツ、特にバドミントン競技をとおし、青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

(活動)

第4条 本少年団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) バドミントンを中心とした、各種スポーツ活動
- (2) 各種大会への参加
- (3) レクリエーション活動
- (4) 体カテスト
- (5) 他団体との交歓交流活動
- (6) 奉仕活動
- (7) その他本少年団の目的達成に必要な活動

## 第2章 団員・指導者

(構成)

第5条 本少年団は、上市市内の小学1年～中学3年生をもって構成することを基本とするが、総監督が認めた場合は、それによらない。

(少年団への加入登録)

第6条 本少年団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行い、加入登録に当っては、別に定める会費を同時に納入するものとする。

(有効期間)

第7条 加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

(登録)

第8条 本少年団は第6条に定めるところにより加入登録を行った団員等をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により、上市市スポーツ少年団本部に所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。

- 2 団登録に明記された団員、練習活動する役員は全員、財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。
- 3 総監督が選任した団員は、本少年団が加盟する各種競技団体へ登録するものとし、選任された団員は、別に定める登録料を納入するものとする。

## 第3章 役 員

(役員)

第9条 本少年団には、次の役員を置く。

- 総監督 1名
- 監督 1名
- コーチ 若干名
- 会計 1名
- 監事 1～2名

(互選及び職務)

- 第10条 前条の役員は、上市市バドミントン協会強化育成委員会構成員並びに育成会の中から総監督が選出する。
- 2 総監督は、本少年団を代表し、団務を統括する。
- 3 監督は、総監督を補佐し総監督事故ある時は、その職務を代行し、各種試合時には団員を統括する。
- 4 コーチは、本少年団の活動を指導する。
- 5 会計は、本少年団の会計を担当する。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 役員の人員が不足する場合は、前条の役職の内、監事以外の重複は認める。

(任期)

第11条 本少年団の役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。

- 2 本団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 育成会

第12条 本少年団に育成会を置く。

- 2 育成会については別に定める。
- 3 本団の活動経過、活動予定、決算、予算については育成会総会で報告し、承認を得る。

## 第5章 会 計

(会計)

第13条 本少年団の会計は、団員の納める会費、育成会からの補助金、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁する。

第14条 年会費は基本額として、団員1人当たり1カ年18,000円とし、年6回に分けて分割納入するものとする。

2 大会参加、特別行事等では必要経費分について臨時会費を徴収する。

3 スポーツ傷害保険、各種団体登録料についても4月～5月にかけて所定の額を徴収する。

第15条 本少年団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(規約の改正及び解散)

第16条 本規約の改正及び、本少年団の解散は、役員の過半数の同意を得ねばならない。

附則

- 1 本規約は、昭和62年4月1日より施行する。
- 2 本規約は、平成5年5月23日より施行する。
- 3 本規約は、平成12年6月2日より施行する。
- 4 本規約は、平成26年5月18日より施行する。

### 上山ジュニアバドミントンスポーツ少年団育成会規約

(総 則)

第1条 本育成会は、上山ジュニアバドミントンスポーツ少年団育成会（以下、「育成会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第2条 育成会は、上山ジュニアバドミントンスポーツ少年団の健全な育成のため、次の活動を行う。

- (1) スポーツ少年団活動の目的達成のための育成援助
- (2) スポーツ少年団が参加する交流活動、大会参加への援助
- (3) 指導者の資質向上のための援助
- (4) 広報活動
- (5) 会員相互の親睦と体力向上のための活動
- (6) その他スポーツ少年団育成に必要な事項

(組 織)

第3条 育成会は、上山ジュニアバドミントンスポーツ少年団の保護者および本スポーツ少年団の目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

(役 員)

第4条 育成会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

(役員の仕事)

第5条 前条の役員は、育成会の互選により選出する。

- 2 会長は、育成会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、育成会の会計を処理する。
- 5 監事は、育成会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 育成会の会議は総会、役員会とし、会長が召集してその運営に当る。

(会 計)

第8条 育成会の会計は、育成会員の納める会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

- 2 育成会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(附 則)

- 1 本規約は、昭和63年4月1日より施行する。
- 2 本規約は、平成5年5月23日より施行する。